

様式 2

申請受付終了後、受験者数により口述試験日割を変更する場合があります。
(注2. 参照)

定期試験(口述試験)日割表

北陸信越運輸局 令和4年4月施行

| | 月 日 | 曜日 | 試験の種別 | |
|-------|-------|----|---|---|
| 第 1 日 | 5月19日 | 木 | 六級海技士(航海) 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) | |
| 第 2 日 | 5月20日 | 金 | 六級海技士(航海) 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) | |
| 第 3 日 | 5月23日 | 月 | 六級海技士(航海) 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) 二級海技士(航海) | 六級海技士(機関) 五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) |
| 第 4 日 | 5月24日 | 火 | 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海) | 五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関) |
| 第 5 日 | 5月25日 | 水 | 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海) | 五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関) |
| 第 6 日 | 5月26日 | 木 | 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海) | 五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関) |
| 第 7 日 | 5月27日 | 金 | 五級海技士(航海) 四級海技士(航海) 三級海技士(航海) 二級海技士(航海) 一級海技士(航海) | 五級海技士(機関) 四級海技士(機関) 三級海技士(機関) 二級海技士(機関) 一級海技士(機関) |

※この日割りは北陸信越運輸局のみであり、全国同一ではありません。

注 1 身体検査は、口述試験の開始前に行う。

2 受験者数が予定より増加し、日割どおりに実施できない場合は日割を変更し、申請受付終了後にあらためて日割表を掲示する。

3 各受験者個々の口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日にあわせて掲示する。

4 やむを得ない場合において、口述試験日の指定をするものにおいては、所属する長(所属部署の長又は所属船舶の船長等)の署名捺印をした願出書を提出すること(様式は定めない)。ただし、口述試験の実施日程上希望通りにならない場合がある。

※願出書提出期限: 4月28日(木)(必着)、期日以降の申し出は受付できません。

試験開始期日 令和4年4月10日

申請受付期間(郵送の場合、消印日有効です)

筆記・口述 令和4年3月7日(月) から 令和4年3月28日(月) まで

口述のみ 令和4年3月7日(月) から 令和4年4月 8日(金) まで

※同一定期試験時期に2つ以上の試験種別(併科・同時受験のみ)を受験する場合、

試験種別毎の申請書を同時に申請する必要があります。また、他の受験地での受験はできません